

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は 困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革 のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑩特記事項 (任意)
93	公益社団法人 日本青年 会議所	かしまグローバル教育特区	茨城県鹿嶋市	特定の学校の留学生を外国人英語特別非常勤講師として派遣するためには、現状都道府県教育委員会への届出が必要となるが、これを市町村教育委員会への届出で足りることとする権限委譲を行い、地域を巻き込んだ英語教育環境を整えます。鹿嶋市には多くの高校生の留学生がいます。この留学生による、英語での授業(会話中心)を小・中学校の英語カリキュラムの中に取り入れ、近い世代同士だからこそその気づきや共感を持ってもらうと共に、1クラス当たりの教員としての留学生人数を複数人とすることで、授業中の英語による会話の頻度を上げ、英語で話すことに対する習慣づけを行うことで英語教育の礎とします。また、外国人留学生にとっても、近い世代の日本人の考えや価値観に対して理解を深める機会となります。	地域に英語教育が浸透することにより、地域の外国人受け入れの土台ができます。人口減少社会の中で、外国人労働者や、留学生の受け入れを地域で円滑に進めやすくなります。また、国際化社会において、必須能力である英会話に対しての需要は高まる一方であり、英語教育の先進的な取り組みにより、転入者の増加が見込めます。そして、地域の人口を増やし地域経済を活性化することができると思います。また、若年層の外国人留学生が日本人に対する理解やその地域に住み暮らす人との親交を深めることで、国や地域に対する興味・関心を高め、今後の経済的社会的国際交流の基盤とすることができます。	特別非常勤講師の派遣について、現状都道府県教育委員会への届出が必要であり、市町村教育委員会で特別非常勤講師の届出を受理できない	教育職員免許法 第3条の2第2項	市町村教育委員会による特別非常勤講師の届出の受理	
93	公益社団法人 日本青年 会議所	かしまグローバル教育特区	茨城県鹿嶋市	特定の学校の留学生を外国人英語特別非常勤講師として派遣するために、特定の人ではなく学校などの団体に対して市町村による市町村内のみで有効となる特別非常勤講師の届出による団体認定を可能とし、地域を巻き込んだ英語教育環境を整えます。鹿嶋市には多くの高校生の留学生がいます。この留学生による、英語での授業(会話中心)を小・中学校の英語カリキュラムの中に取り入れ、近い世代同士だからこそその気づきや共感を持ってもらうと共に、1クラス当たりの教員としての留学生人数を複数人とすることで、授業中の英語による会話の頻度を上げ、英語で話すことに対する習慣づけを行うことで英語教育の礎とします。また、外国人留学生にとっても、近い世代の日本人の考えや価値観に対して理解を深める機会となります。	地域に英語教育が浸透することにより、地域の外国人受け入れの土台ができると考えます。人口減少社会は確実に迫ってきていることを鑑みて、外国人労働者や、留学生の受け入れを地域で円滑に行うことができます。また、英語教育の先進的な取り組みにより、転入者の増加が見込めます。そして、地域の人口を増やし地域経済を活性化することができると思います。また、若年層の外国人留学生が日本人に対する理解やその地域に住み暮らす人との親交を深めることで、国や地域に対する興味・関心を高め、今後の経済的社会的国際交流の基盤とすることができます。	特別非常勤講師の届出は個人が対象となっており学校単位での団体として受理することはできない。	教育職員免許法 第3条の2第2項	特別非常勤講師の団体(学校単位)での届出を可能とする	